

第3期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画概要版

◎第3期からの見直しのポイント

- ① 糖尿病性腎症の重症化予防を推進するため、詳細な健診項目に「血清クレアチニン」を追加。（従来から奈良県では独自の追加健診として全員に実施）
- ② 眼底検査は、原則当該年度の健診結果に基づき実施する。血圧又は血糖検査が受診勧奨判定値以上の者。
- ③ 特定保健指導の実績評価時期を現行の6ヶ月から3ヶ月後でも可とする。
- ④ 特定健診の結果が当日に揃わなくても、腹囲・体重、血圧、質問票の結果等から、特定保健指導の初回面接の分割実施を可能とする。
- ⑤ 特定保健指導で、2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が下記基準に改善していれば、2年目は動機付け支援相当で可。
BMI30未満の場合：腹囲1cm以上かつ体重1キロ以上減少していること
BMI30以上の場合：腹囲2cm以上かつ体重2キロ以上減少していること
- ⑥ 奈良市データヘルス計画を活用した、奈良市の自治連合会単位での地区分析の結果をグラフや表で掲載

1 計画策定の背景

- ・奈良市国保加入者、特定健診対象者数は漸減傾向である。
- ・1人当たりの医療費は増加傾向である。
- ・第2期期間中に当計画と関連の深い「奈良市21健康づくり」や「奈良市データヘルス計画」が策定された。
- ・データヘルス計画では、関連事項を自治連合会単位で平成26年度を分析した。当計画にはメタボリックシンドローム、血圧・血糖・脂質の有所見者割合、特定健診受診率を記載。
- ・今計画の期間は、平成30年度から35年度までの6年間である。

2 特定健診等の実施目標について

	平成28年度 実績	29年度 見込	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	(参考) 国の実施率目標
特定健康診査受診率	29.4%	29.7%	31%	33%	35%	37%	39%	40%	60%
特定保健指導実施率	7.5%	9.1%	10%	13%	16%	19%	22%	25%	60%

3 特定健診等の実施対象者について

【特定健康診査】（国保年金課）

対 象 者：40歳以上74歳までの奈良市国民健康保険加入者

【特定保健指導】（健康増進課）

対 象 者：特定健康診査の結果及び質問票に基づく階層化により、生活習慣の改善が必要と判断され、積極的支援や動機付け支援といった保健指導が必要と認められる者

4 特定健診等の実施方法について

【特定健康診査】（国保年金課）

実施期間：7月から翌年1月まで

集団健診：都祁保健センター及び月ヶ瀬行政センター

個別健診：一般社団法人奈良県医師会及び一般社団法人伊賀医師会に委託の医療機関等

【特定保健指導】（健康増進課）

実施期間：健診受診年度の翌年度6月末日まで

中央保健センター、都祁保健センター、月ヶ瀬健康相談室、登録実施医療機関

- ・健診項目、実施内容等の見直し（上記変更点のとおり）

5 個人情報の保護について

特定健康診査、特定保健指導の検査結果等、記録の保存、活用方法等について記載

6 特定健診等実施計画の公表・周知について

奈良市ホームページ、しみんだより等多くの市民の目に触れる形で周知を図る。

7 特定健診等実施計画の評価・見直しについて

事業実施後は毎年度評価を行い、評価結果については、奈良市国民健康保険運営協議会に毎年度報告を行い、審議いただく。

8 特定健診等の円滑な実施のために

- ・受診率向上対策として、特定健診は、未受診者への受診勧奨通知の送付、しみんだより、ホームページによる紹介。特定保健指導は、該当者への通知のほか、未利用者への個別の電話勧奨を行う。
- ・平成30年度から設置される国民健康保険団体連合会の国保事務支援センターと連携し、受診率向上の取り組みを行う。
- ・特定健診から特定保健指導や生活習慣病重症化予防への流れがスムーズに行くよう、国保年金課と衛生部門（医療政策課と健康増進課）の連携を促進する。